

久留米市から再接種費用助成のお知らせ

造血細胞移植※を行ったご本人、またはその保護者様へ

※骨髄移植、末梢血幹細胞移植、臍帯血移植

造血細胞移植（骨髄移植、末梢血幹細胞移植、臍帯血移植）の後に、医師が必要と認めた予防接種を再接種する場合、再接種費用の一部又は全額、助成を受けることができます。

助成の対象者

次のいずれにも該当する方が対象となります。

- (1) 再接種を受ける日時点で久留米市に住民票があり、20歳未満の人。
- (2) 造血細胞移植により、移植前に接種した定期予防接種で得られた免疫が失われたため、再接種が必要と医師が認める人で、久留米市が認定した人。
- (3) 令和2年6月1日以降の再接種であること。

助成内容

久留米市から認定を受けた予防接種の再接種にかかる費用。

※ただし、予防接種の種類ごとに助成限度額があり、ご本人（ご家族）が医療機関で実際に支払った額と比較して、低い方の額を助成します。

対象ワクチン

移植前に定期予防接種で受けた予防接種のうち、医師が必要と認めるもの。

※ワクチンの種類によっては年齢制限があります。

手続きについて

- (1) ご本人またはその保護者の方は、再接種を受ける前に久留米市へ認定申請が必要です。
<必要書類> ①認定申請書（様式1）
②医師の意見書（様式2）
③母子健康手帳など移植前の定期予防接種ワクチンの接種歴が確認できる書類
 - (2) 久留米市から認定を受けた方は、認定通知書が交付されます。予防接種当日は、認定通知書と母子健康手帳を必ず持参してください。
 - (3) 再接種の費用は一旦医療機関に支払った後、接種日から1年以内に久留米市へ助成の申請を行ってください。
- <必要書類> ①償還金交付申請書兼請求書（様式4）
②再接種した予防接種の領収証（原本）
③予防接種済証などの接種日、接種ワクチン、接種医療機関が確認できる書類（写し）
④振込先金融機関口座が確認できる書類（写し）

様式等は、久留米市保健所保健予防課ホームページからダウンロードできます。

【お問合せ先】

久留米市保健所 保健予防課

TEL 0942-30-9730

FAX 0942-30-9833

